

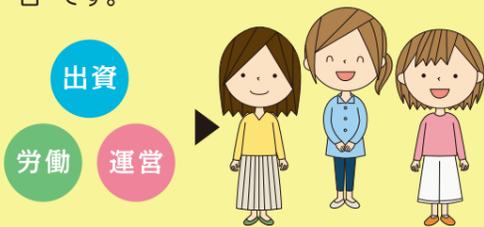


元気にはたらける保険

ワーカーズ・コレクティブ
所得保障共済って？

ワーカーズ・コレクティブ
所得保障共済

1 生活クラブの組合員活動から生まれた「ワーカーズ・コレクティブ」は、メンバー全員が出資し、全員で協同して働き、全員が運営に参加する“働く人の協同組合”です。



2 雇う・雇われるの関係ではなく「自分たちで考え、自分たちで決める」という、メンバー主体の「もうひとつの働き方」をつくりあげてきました。



3 メンバーが主体だから、自分たちがあったらいいと思う「もの」や「サービス」を自分たちの力で作っています。



このワーカーズ・コレクティブのメンバーどうしのたすけあいを目的として生まれたのが所得保障共済（ワーカーズ・コレクティブ共済）です。

所得保障共済（ワーカーズ・コレクティブ共済）は「不幸にして病気やケガをして給付を受けることになった人」を「元気に働ける人」がたすける相互扶助の制度です。



ワーカーズ・コレクティブ共済と公的保険

ケガをしたとき、病気になったとき、万が一の場合、加入している公的保険からさまざまな給付を受けることができます。ワーカーズ・コレクティブ共済は働いている人同士のたすけあいとして、お互いに支え合うという考え方のもとに加入をお願いしています。

公的保険制度に関しては金融庁ポータルサイトをご参照ください

*金融庁ポータルサイト内「公的保険ポータル」

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>



関東財務局長（少額短期保険）第60号



ワーカーズ・コレクティブ共済株式会社

〒231-0006 横浜市中区南仲通 4-39 石橋ビル 3F
TEL 045-662-4346 FAX 045-681-3677
URL <http://www.wco-kyousai.com>



ワーカーズ・コレクティブ共済株式会社

ワーカーズ・コレクティブ 所得保障共済保障制度内容

種類	保障内容	
就業中傷害保障	死亡保障	200万円
	後遺障害保障	最高200万円
	入院保障	1～60日 5,000円/日 入院1日目から保障
	通院保障	1～45日 2,000円/日
	傷害手術保障	約款 別表5により5万、10万、20万円
休業保障	就業中傷害	(休業当月から遡って3ヶ月の平均収入月額) × 1/30 × 50% × 休業日数 (継続した2日以上 of 休業を対象として45日を限度とする)
	就業外傷害	(休業当月から遡って3ヶ月の平均収入月額) × 1/30 × 50% × 休業日数 (継続した5日以上 of 休業を対象として30日を限度とする)
	病 気	(休業当月から遡って3ヶ月の平均収入月額) × 1/30 × 50% × 休業日数 (継続した5日以上 of 休業を対象として30日を限度とする)
	出 産	(休業当月から遡って3ヶ月の平均収入月額) × 1/30 × 50% × 休業日数 (ただし本契約に継続して10ヶ月以上加入している場合に限る 出産日前後あわせて30日を限度とする)
	介 護	(休業当月から遡って3ヶ月の平均収入月額) × 1/30 × 50% × 休業日数 (対象者が10日以上 of 安静加療が必要な場合。対象者を被共済者の配偶者とし、継続した10日以上 of 休業を対象として30日を限度とする) *ただし契約時に既要介護状態の配偶者を除く

約款のあらまし

○加入について

<被保険者の範囲>

- ・生活クラブ生協組合員とその配偶者および子ども
- ・または、ワーカーズ・コレクティブメンバーでワーカーズ・コレクティブ共済加入者の配偶者
- ・申込日において15歳以上の方
- ・健康で正常に就業している方(会社の就業規定に定められている就業をしていること)
- ・危険職業についていない方
- ・年収130万円未満の短時間雇で、健康保険ならびに厚生年金保険の未加入者(健康保険の被扶養配偶者は対象になります)

<告知書の提出>

この保険申込の際には「告知書」を提出していただきますが、「告知書」の記入内容(持病や既往症など)による加入制限はありません。

○保険開始日と保険期間

- ・保険を申込み、当社が契約の承認をした翌月1日が保険開始日となります。
- ・この保険の保険期間は1年(4月～翌年3月)で、期中に加入した方も3月末で保険期間が終了し、以降更新となります。
- ・この保険は、ワーキングオフ制度の対象ではありません。

○保険料の支払い

保険料は、毎月1,000円で年間12,000円です。

○保険金申請について

<就業中の定義>

被保険者が所属する会社に関わる業務に従事している間、及び通勤途上をいいます。

<休業の定義>

被保険者が所属する会社に関わる業務を継続して全く従事できない状態をいい、その期間を「休業期間」、その日数を「休業日数」といいます。ただし、休業期間中に被保険者が収入減とならない場合、「休業」とは認めません。

<仕事中のケガの通院保障について>

- ①病院や診療所に通い、医師の治療を受けた日数をカウントします。
- ②ギプス・シーネ装着期間も通院としてカウントします。(ギプス・シーネ装着期間は、通院保障額の半額)
- ③最初に医師の診断、治療を受けた後の接骨院等の通院もカウントします。(保障金額は、通院保障額の半額)
- ④通院保障のみでも申請できます。

<診断書>

・保険金が4万円以下の場合、原則として「診断書」はいりません。

<効力の消滅>

- ・就業中傷害保障のうち死亡保障200万円、後遺障害保障200万円が支払われた場合、該当保障条項の効力は消滅します。
- ・就業中傷害保障(入院・通院・手術)と休業保障すべての合算で80万円が支払われた場合、該当保障条項の効力は消滅します。(契約更新で効力は復活します)



休業日数の考え方

- 仕事中のケガのために休業する場合は、**継続して2日以上休業**すると1日目から保障
- 仕事以外のケガ・病気のために休業する場合は、**継続して5日以上休業**すると1日目から保障
- 介護休業保障は**継続した10日以上 of 休業**で、1日目から保障

必ず、病院に行ってください!

病院に行っていない方は申請できません!!
(領収書は申請時に必要です)

所得保障共済の休業日数は「療養を始めた日から回復した日まで」を休業期間とみなすので、5/9～5/13の5日間が保障対象期間となります。

仕事の予定がない日も、土日祝日も自宅で療養していれば休業とみなします。

A 子さんの場合

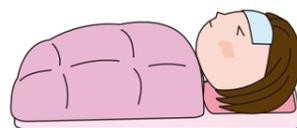
仕事中に捻挫をしました



事務所の階段で足を捻った	5月/ 8日(火)	整形外科で軽い捻挫と診断された	治療開始	9日(水)	10日(木)	自宅療養	11日(金)	12日(土)	回復	13日(日)	14日(月)	15日(火)
			休業5日間									
勤務予定日	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							<input type="checkbox"/>
実際の勤務	●			×	×							●

B 子さんの場合

カゼをひいて仕事を休みました



朝起きたら熱があり休んだ	5月/ 8日(火)	病院へ行って、薬をもらい、自宅安静	療養開始	9日(水)	10日(木)	自宅療養	11日(金)	12日(土)	回復	13日(日)	14日(月)	15日(火)
			休業5日間									
勤務予定日	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							<input type="checkbox"/>
実際の勤務	●			×	×							●

..... 勤務予定 ● 実際に勤務した日 × 休業した日

こんなとき 使えるの?

- 1 インフルエンザと病院で診断され、7日間安静にしていました。仕事は1日しか休んでいません。
OK 仕事の予定が入っていない時でも、継続して5日以上休業(就業不能期間)した場合は、病気休業保障の対象となります。
- 2 自宅の階段で足を踏み外し、足首を捻挫しました。近くの接骨院で診てもらい5日間休業しました。
X 接骨院のみの通院では、申請できません。医師(病院)の診断を受け、継続した5日以上休業した場合は、就業外傷害休業保障の対象となります。
- 3 仕事中、ポットに入ったお湯を腕にかけてしまい火傷しました。病院で診てもらい3回通院しました。仕事は休んでいません。
OK 仕事を休まなくても、病院で治療をしてもらった時は、就業中傷害通院保障の対象となります。
- 4 通勤途中、雨が降りマンホールの蓋で転倒、右手首を骨折しました。病院で処置をもらい、医師より仕事に出ても良いと言われるまで、30日間休業しました。
OK 通勤途中も就業中とみなします。病院での治療は就業中傷害通院保障の対象となり、自宅療養期間は就業中傷害休業保障の対象となります。